

呉市教育委員会会議録
(平成27年11月20日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成27年11月20日定例会

- 1 開催日時 平成27年 11月20日(金) 15:00開会
15:37閉会
- 2 開催場所 呉市つばき会館3階 教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 工 田 隆
教育長職務代理者 森 尾 敬 介
委 員 水 野 良 行
委 員 舩 尾 慎
委 員 香 川 治 子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺 本 有 伸
教育副部長 上 田 勝 治
教育副部長 細 川 司
教育部参事補 上垣内 信 治
教育総務課長 清 水 和 彦
学校施設課長 大世渡 隆 臣
学校教育課長 多幾山 晃 年
学校安全課長 小 川 聡
呉高等学校事務長 荒 木 重 雄
教育総務課課長補佐 追 原 重 臣
- 5 傍聴者 2名

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第38号 平成26年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について
- (4) 報告第39号 寄附受納について
- (5) 教議第38号 臨時代理の承認について（平成27年度教育費補正予算）
- (6) 報告第40号 呉市幼児教育振興計画（案）について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題といたします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。
本日の会議録署名委員は、船尾委員・香川委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を事務局からお願いします。

追原課長補佐 (平成27年10月16日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5及び日程第6につきましては議会に諮る案件であるため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第38号 平成26年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第38号「平成26年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」を議題とします。

教育総務課から説明をお願いいたします。

清 水 課 長 報告第38号「平成26年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」御説明いたします。

平成26年度定期監査の結果、教育委員会分の指摘内容として4件ございました。それでは資料の1ページを御覧ください。

まず、教育総務課に関するものでございます。

(1) ですが、つばき会館内照明器具安定器取替修繕等における随意契約の締結におきまして、指名業者審査伺いが行われていないものが見受けられ、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第13条第2項の規定に基づき、適正な契約事務をされたいとの指摘がありました。

呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第13条第2項の規定によりますと、随意契約の相手方となる業者については、あらかじめ当該契約の担当課長が有資格業者のうちから業者を選考するよう規定されています。

今回の指摘は、施設修繕の随意契約の締結において、指名業者審査伺いが行われていなかったもので、監査指摘後、速やかに書類を作成し、決裁を受け添付いたしました。

今後は、適正に事務処理を行います。

なお、同様の指摘が、4ページの学校施設課の①、7ページの呉高等学校の(2)においてもなされております。

次に2ページをお願いいたします。

直接購買した物品の納品書に、物品検査員の検印と物品出納員の受領印が押印されていないものがあり、「納入物品の検査に係る事務手続の変更について」(会計課長通知)及び「納入物品の検査に係る事務手続きについて」(会

計課長通知)に注意し、適正な事務処理をされたいとの指摘がありました。

納入物品の検査に係る事務手続につきましては、会計課長の通知により、各課で直接購入した際、納品書を徴収できない場合は、領収書等を複写したものを納品書の代用として、納品検査を行うこととなっています。

今回の指摘は、郵便切手を直接購入した際、請求書の写しを納品書に代用して、物品検査員と物品出納員の確認印を押印していなかったもので、監査指摘後速やかに、請求書をコピーし、押印しました。

なお、同様の指摘が5ページの学校安全課、6ページの呉高等学校においてもなされております。

続きまして3ページをお願いいたします。

物品の修繕に係る履行確認の検査におきまして、物品会計規則第11条の規定により指定された物品検査員でない者が検査を行っていたものがあり、物品検査は、物品管理者があらかじめ指定した物品検査員に行わせるよう注意されたいとの指摘がありました。

呉市物品会計規則では、納入物品の検査は、物品管理者が定めた職員が行うものとする規定されています。

今回の指摘は、物品修繕の履行確認の際、指定された物品検査員でない者が、検査を行い押印していたものです。監査指摘後、速やかに物品管理者が指定した物品検査員の印を押印し訂正しました。

今後は、適正に事務処理を行います。

最後に学校施設課に関するものでございます。資料の4ページをお願いいたします。

②ですが、内浦教員住宅污水管漏水修繕において、契約金額が30万円を超えているにもかかわらず設計書及び予定価格調書を作成していなかったとの指摘があったもので、監査指摘後、速やかに設計書及び予定価格調書を作成しました。

以上おおまかに4点の指摘を受けたわけでございますが、今後適正に事務を行うよう、職員に周知徹底するよう考えてまいりたいと思っております。

なお、これらの指摘事項及び処理状況につきましては、地方自治法第199条第12項の規定により、監査委員から公表される予定となっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 はい。ただ今の説明に対して、何か御質疑、御意見はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第39号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第4の報告第39号「寄附受納について」を議題とします。
教育総務課からの説明をお願いします。

清 水 課 長 報告第39号「寄附受納について」御説明いたしますので、資料の9ページをお願いします。

呉市清水町在住の三好千世子氏から、昨年の第69回呉市美術公募展で呉市長賞を受賞した作品を寄附したいとの申出があり、これを受納することになりましたので、御報告いたします。

10ページを御覧ください。作品は洋画で、題名は「impression」です。

三好さんは、呉美術協会の会員で、第68回呉市美術公募展では、商工会議所会頭賞を受賞しておられ、2年連続して入賞しておられます。

作品は、新庁舎に移転後、受納する予定でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 はい。ただ今の説明に対して、何か御質疑、御意見はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本件についてはこの程度といたします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。

教議第38号 臨時代理の承認について（平成27年度教育費補正予算）

(15:12)

教 育 長 それでは、日程第5の教議第38号「臨時代理の承認について（平成27年度教育費補正予算）」を議題とします。

教育総務課の説明をお願いします。

清 水 課 長 教議第38号「臨時代理の承認（平成27年度教育費補正予算）について」御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

教育委員会の歳入歳出予算の補正に係る市長への意見申出につきまして、「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則」第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定により、委員会に報告し承認を求めるものでございます。

12ページを御覧ください。まず、学校施設課の「学校施設の耐震化事業」に係る補正予算でございます。

補正内容でございますが、中段の「歳出」の表を御覧ください。

網掛けをしている列が、今回の要求額でございます。

2億5304万6千円を増額要求し、補正後の総予算は、2億7204万6千円となります。

「事業内容等」につきましては、表の右端にありますように、吉浦小学校校舎改築工事関係で、解体工事に伴い近隣の家屋を調査する工損調査費用、既存校舎の解体工事費、改築工事費でございます。

続いて、財源につきましては、表の上段の「歳入」の表の右端「充当先事業等」の欄を御覧ください。国庫補助金は、補助率2分の1で、5471万5千円でございます。

市債は、全国防災事業債、緊急防災・減災事業債を充当し、充当率は100/100で、1億9670万円の増額補正となります。

また、平成28年度実施予定の「吉浦小学校校舎建設事業」を平成27年度予算で前倒しを行い、12月に補正予算計上することによりまして、国庫補助金や起債などの有利な財源を充当できるとともに、今回は、補正要求と同時に歳入・歳出予算全額を繰越明許費として計上し、年度をまたぐ契約を可能にし、解体工事の年度内の早期着手が可能となるものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。教育総務課の債務負担行為の追加に

ついてですが、スクールバス運行の委託契約を行っております倉橋地区3路線、下蒲刈地区1路線、蒲刈地区1路線の計5路線が平成27年度末で契約満了となります。

引き続き平成28年度から平成30年度までの3年間のスクールバス運行契約を行うに当たり、平成27年度中に入札による契約を行う必要があるため、4793万7千円の債務負担行為を追加設定するものでございます。以上で説明を終わります。

教 育 長 御質疑、御意見はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

報告第40号 呉市幼児教育振興計画（案）について

教 育 長 次に、日程第6の報告第40号「呉市幼児教育振興計画（案）について」を議題とします。

学校教育課の説明をお願いします。

多 幾 山 課 長 それでは、報告第40号「呉市幼児教育振興計画（案）について」御報告いたします。資料15ページを御覧ください。

1「呉市幼児教育振興計画（案）の概要」について御説明します。

まず、(1)「計画策定の趣旨」でございますが、8月の定例教育委員会で御報告しましたとおり、幼児期の教育は、「後伸びする力」を培うことを重視しています。子ども・子育て関連3法の制定により、昨年度、呉市では福祉保健部で「呉市子ども・子育て支援事業計画」が策定され、子ども・子育てに関する施策を推進しています。また、広島県においても「ひろしまファミリー夢プラン」を策定し、子供たちを育成する環境整備が進められています。

こうした動向を受け、今後の幼児教育の充実を図るための施策の指針となる、「呉市幼児教育振興計画（案）」を作成するものです。

次に、(2)「幼児教育の現状と課題」を御覧ください。ア「幼児教育を取り巻く状況」にありますように、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の連携がなされ、乳幼児の持つ良さや可能性の芽を伸ばす努力が求められています。全国的に見ると、子どもの育ちや社会状況が変化することに伴い、家庭や地域の教育力が低下し、子どものより良い育ちを実現するための支援が求められています。こういった状況の中、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、取組が進められております。

これらの現状を踏まえ、16ページ、イ「幼児教育の課題」として(ア)か(エ)の4点を捉えております。

最後に、(3)「幼児教育の充実を図るための取組」でございます。「幼児教育振興計画（案）」では、4点の課題を踏まえ、幼児教育の充実を図るため(3)のアからエに示しております4つの基本目標を設定しております。教育委員会と福祉保健部等の関係機関が連携し、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等とともに、枠内にありますような具体的な取組を行っていきたいと考え

ております。

続いて、意見の募集について御説明いたします。

17ページの2(2)アにありますとおり、「呉市幼児教育振興計画(案)」を12月9日(水)に公表し、同日から来年の1月7日(木)までの30日間、意見の募集をいたします。

周知方法としては、呉市ホームページに掲載するとともに、つばき会館3階学校教育課の窓口を始め、本庁舎1階や各市民センターの窓口で配布します。

意見の提出方法は、19ページの「意見書」により、郵送、メール、窓口への持参等としております。

いただきました意見につきましては、計画策定の参考にすることとし、教育委員会や議会への報告の後、3月下旬に計画と併せて意見に対する考え方を、呉市ホームページや各窓口で公表する予定でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長
船 尾 委 員

御質疑、御意見はありませんか。

意見を募集されるということで、意見書には御意見というだけの欄しかないんですが、具体的に今の振興計画というものがホームページ上にあって、それを読んで、それに対してここの部分はこう思うというふうには、意見を書くようになるのでしょうか。

多 幾 山 課 長

委員がおっしゃるように、この振興計画(案)に対しての意見ですので、その下にあるように単なる賛否であったりということが、お示しできない場合がありますと意見書に記載があるんですが、あくまでもこの言葉についてだとか、この箇所についてはこう思うというような、振興計画(案)についての意見でございます。

船 尾 委 員

告知方法ですね。意見を募集していますという告知方法については、ホームページに掲載するほか、どういった告知をされますか。

多 幾 山 課 長

17ページにありますように、ホームページの掲載、もちろん窓口で配布するようにするんですが、基本的にはホームページへの掲載で周知したいと考えています。また、市政日より1月号に掲載し、募集したいと思います。

教 育 長

船尾委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

水 野 委 員

ホームページということですが、資料に幼稚園とか保育所がたくさんあるんですが、そういう所にも積極的に資料を配布して、意見を吸い上げるというのはいかがですか。そこまではまだ進んでないのでしょうか。ただホームページだけで考えておられるんですか。

多 幾 山 課 長

今のところは、ホームページ、市政日より掲載しか考えていません。

寺 本 部 長

こういったパブリックコメントについては、一応ホームページと市政日より告知するのが原則で、どんな振興計画でも市民の意見をいただく場合は同じです。振興計画の作成に当たっては、保育所、幼稚園を所管している福祉保健部にもいろいろな意見を頂いておりますので、そういった所から機会を通して伝えていただくことはできると思います。基本は、この方法でやらせていただきたいと思います。

水 野 委 員

非常に良いことなので、しっかりと周知していただいて、いろいろな意見をどんどん出して欲しいと思います。特に私が感じることは、呉市は私立幼稚園が多

いですから、なかなかその辺で意見の集約が難しいかなという気がしております。それぞれの幼稚園で思いが違うので、それをまとめて一つのものにするのは難しいでしょうが、頑張ってもらいたいと思います。

船尾委員 水野委員が言われるように、せっかく意見をもらうので、ホームページと市政だよりだけでは、意見が集まる見込みがなかなか難しいのではないかと思います。積極的にターゲットをこちらからお願いしていくような形を取り入れた方がいいのではないかと思います。保幼小連携といわれていますけれど、幼児教育の次の段階に来るのが小学校の教育ということなので、小学校に上がる前の段階の教育について、小学校の教育者であったり、保護者であったり、そういったところにも積極的に意見を求めたりした方が良くないかなと思います。

寺本部長 広く意見を求めたくないということではなく、原則これでやらせていただきたいということです。振興計画を作成するに当たっては、保幼小の代表会とも協議をいただいております。私立幼稚園の所管は子育ての方でやっていますので、この振興計画を作成していることと意見を募集していることは、そちらの方からも伝えていただけたらと思うので、そういったあらゆる方法を検討することで御理解いただきたいと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御発言はありませんか。

香川委員 振興計画について私たちが意見を言うのは、今でなくて意見がそろってからですか。

多幾山課長 スケジュールにありますように、26日に議会に行政報告をいたしまして、そこで意見を求め、パブリックコメントを含め、様々な方面からの意見を集約して最終案を詰めてまいりますので、御意見等があれば、そういった一連の流れの中で修正してまいります。

教育長 例えば、今、香川委員がおっしゃられたのは、この場で気づかれたことを各委員が意見として述べられることはいかがでしょうかという事なんですが、この点はどうですか。

多幾山課長 この場でおっしゃっていただいて構いません。

香川委員 振興計画の第1章の計画策定の目的のところ、生涯にわたる学習の基礎を作ることはいいいんですが、その後の後伸びする力というのはどういう意味で後伸びする力と言われているのでしょうか。私は自立するとか人間形成、人に対する基本的信頼感というようなことを基本においた方が、それと学習の基盤というふうにした方がいいと思います。それと伸びるのは勉強と言っているように聞こえるので、どうなのかと思ったんですが、いかがでしょうか。

多幾山課長 この言葉につきましては、様々、中央教育審議会の答申であったり、幼稚園の要領等の中で今後の後伸びする力というのは、いわゆる生涯にわたる学習の基礎を作るという意味合いをもって、学ぶ楽しさを知ったり基礎となる知識や要求、こういうものとして大きく、なじみはないんですが打ち出された言葉ですので、それをキーワードのように使わせていただいております。

香川委員 その前の生涯にわたる学習の基礎を作ることと同じような意味合いであるので、自立した子どもたちが育っていくという意味が入った方が、生きる力とかそういうのに繋がるかと思ったんですが、そういった言葉があるんですね。

寺 本 部 長 専門用語でポピュラーな言葉ではないんですが、先ほど言った中央審議会の言葉で、一応根拠を持った言葉で、振興計画の中のキーワードとして載せたかったので、そのような意味合いの中で使用させていただきたいと思います。

教 育 長 よろしいでしょうか。
ほかに御意見はありませんか。

水 野 委 員 読ませてもらったんですが、非常にきめ細かく策定されていると思いました。やはりちょっと専門用語が多すぎて、幼稚園の先生がわかるのかなというきらいもいたしまして、もう少し軟らかい言葉に直した方が良いのかという感じがしました。全体から意見をいただいて、みなさんに分かりやすいようなものにしていただけたらと思います。

教 育 長 その件についてはどうですか。

寺 本 部 長 先ほど申しましたように、なんらかの方法を使って先ほど言われた私立幼稚園とか保育所の方にも意見をもらうようにしたいと思いますので、意見を集約した中でこれである程度通じるものであればこのような形にさせていただきたいし、もう少しかみ砕いた言い方が良いという御意見がたくさんあれば、その時考えていきたいと思いますので、意見が出てきた中で検討させていただきたいと思います。

教 育 長 よろしいでしょうか。
ほかに御意見はありませんか。

森 尾 委 員 この連携、保幼教育と小学校教育、先ほどから出ておりますが、教育の接続点といいますか、保幼の場合はあいさつから始まる人間形成上の教育であって、小学校に入ると物で教えていくというふうなやり方があるかと思うんですが、やはり小学校1年の3学期というふうにはお聞きしたことがあるんですが、ここまでが大事なんでしょう。連携というんですか。この前、12日に県連の市町の研修会がありまして、その時にこういった保幼と小学校教育との連携がうまくできているかどうかということから、各市町の役員の方からいろいろお聞きしてみました。小学校の現場の先生方が保幼の教育について、理解されていない方がいらっしやるのではないかという意見が出ておりました。そういった面で呉市として心配はないんでしょうか。

寺 本 部 長 お答えになるかどうかかわからないんですけども、一般論として言わせていただくと、小学校入学前までの教育と小学校に入ってから中学校までの義務教育と、所管する省庁が違ったりする中で、それぞれの学習指導要領や要領の中でやってきました。今までは、例えば修学前なら修学前で止まっていて、小学校に入学してからは義務教育終了までのことを考えてやっていて、その接続というか、お互いの教育についてあまり交流する場がなかった。けれども子どもは連続して育っていく。だから、自分たちが入学する前の子どもたちの様子とか教育をどの様にしているのか、自分たちが教育した子が入る所がどの様な教育をしているのか、そういう指導者同士の情報交換が足らなかった。逆に子どもたちが入学しているような不適合という部分を感じるものがあって、それが小1プロブレムといわれる状況ができています。そういうことをなくしていこうではないかということで、保育所等と小学校の連携をしっかりとする必要があるのではないか。そのためにまずお互いがどの様なことをやっているが、指導者同士がしっかりと研修することが

大事だということです。併せて、そうするためにどの様に子どもたちに教育したら良いかというのが、この振興計画で作っていかなくてはならないという流れになると思いますので、先ほど御指摘いただいたようにお互いが十分何をやっていくかわかっていない部分があったと思います。小中一貫教育を始めたときに、小学校の先生が中学校の先生に向かってもっと見てくれと言ったり、中学校の先生が小学校の先生に向かってもっと力をつけてくれていたらうまくいったとか、お互いの責任のなすりあいといったこともありましたので、そういうことがないように連続的にお互いが協力し合いながら子どもたちを育てていこうという考えで、こういう流れの中で進めていくというふうに御理解いただきたいと思います。

森尾委員 期待をしております。

船尾委員 もう一点、5章の計画の推進の推進体制の中で代表者会を設置するにあたって、一番上の委員さんはどういった方を選定される予定ですか。

多幾山課長 この下に書いてある各代表が委員です。

船尾委員 一般の方が委員として選ばれることはないんですか。

多幾山課長 この中に書かれている方が委員です。

教育長 その他に御発言はありませんか。

(なしの声)

それでは、冒頭に説明がありましたように、これから意見を広く求めたりする営みがスタートしますので、またその結果を踏まえて、再度こういう御意見をいただいております。例えば結果ここらあたりを、案の段階から修正をいたしましたというようなことが出てくると思います。その折にはその内容を議題に取り上げたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

教育長 それでは、御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

以上で定例会を閉会いたします。

(15:37)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 工 田 隆)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 香 川 治 子)

(平成27年11月20日定例会)